

# 学生期の親子関係と大学における親支援のあり方について

## ——保護者対応から親と子の自立支援へ——

甲南大学学生相談室 高石 恭子

### I. はじめに

大学において、保護者<sup>註1)</sup>への対応が教育や学生支援の一環として正面から扱われるようになったのは、ここ数年のことである。それまでの経過として、まず初等・中等教育の現場で過剰な要求をする親が増え、「保護者対応」という言葉が使われるようになったのが1990年代後半であり（小野田，2009）、少し遅れて高等教育の場でも同様の問題が意識されるようになった。金品目当てのクレームなど法的次元での解決が求められる極端なケースは除いて、その多くは「わが子かわいさ」ゆえの特別な配慮や対応の要求である。初等・中等教育現場の教員にとって、そのような保護者の要求にどこまでどう対応すべきかは、過去の経験にない、緊急の教育問題と捉えられた。

しかしながら、高等教育の現場では、教職員の側に「教育と支援の対象は学生」「学生は一人前の大人」という意識が根強く、保護者からの要求の増加を感じながらも、どこかで「それを受け止めるのは私たちの仕事ではない」という姿勢が保持される傾向にあったと言える。それは学生相談という対人援助の専門領域でも同様で、「カウンセリングのプロセスにおいては、直接的に親・家族との関与を持つことは、むしろ学生の内的な心理的作業を妨げかねない可能性があり、えてして慎重な構えをカウンセラーは有していた」（齋藤，2006）のである。

大学が保護者への関与を避けられない課題として考えるようになった契機には、大きく分けて以下の2つがあると考えられる。

一つは、2000年前後に社会問題として大きく注

目されるようになった「ひきこもり」青年の問題である。「社会的ひきこもり」という新しい精神保健の概念を提示した精神科医の斎藤環は、2000年を「ひきこもり元年」と命名している（斎藤，2003）。1999年末からその年にかけて、長く自室にひきこもっていた青年期以降の人が引き起こす凶悪事件が相次いで発生し、社会不安を引き起こしたからである。このような現象は自宅にこもりがちな学生の親の不安を高め、親から大学に関与を求める動機づけとなっただけではない。その後、大学在籍中の学生が起こした犯罪事件等に対して、社会から大学の教育的対応のあり方に疑問が向けられるといった時代一般の風潮も後押しとなり、長期欠席や低単位取得の学生については、保護者も巻き込んだ支援が模索されるようになった。

もう一つは、18歳人口の減少による大学の入学者確保の問題である。1992年をピークに18歳人口は減少の一途をたどり、とりわけ私立大学にとっては入学者の確保は大学経営に直結する最重要の仕事となっている。その危機が多く大学の実感されるようになったのが1990年代後半であり、その一つの方策として採られたのが保護者に向けた諸活動であった。学費支弁者として、子どもの進学先に大きな決定権を持つのは保護者である。また、子どもの入学後は在学生の親として将来の入学者の保護者に向けた情報発信をしてくれる。本学で、在学生の保護者を対象とした「教育懇談会」が開催されるようになったのは1999年度であるが、そこには多数の熱心な親たち（しばしば両親とも）が参加し、特別な要求を向けてこない保護者のなかにも潜在的な支援のニーズがあることが浮かび

上がってきた。ちょうどインターネットの各家庭への普及率が飛躍的に上昇したのが2000年前後である。大学は次々と自学のウェブサイト充実させ、そのなかに保護者に向けたページを作るようになった。

このような大きな変化が見られるにもかかわらず、これまで大学における保護者への関与のあり方があまり研究や検討の俎上に載せられてこなかったのは、前述した教職員の意識の問題、特に2004年度に独立行政法人化するまでの国公立大学での危機意識の薄さも要因の一つであったと考えられる。ようやく、2000年代後半になって、「例外的な保護者の要求に対する対応」ではなく、「学生の保護者全体に向けた支援」を模索する意識が高まってきた。しかしながら、なぜ保護者に向けた活動が高等教育機関において必要なのか、何を指して何をどこまで行う必要があるのか、十分に整理されないまま進んでいる印象が否めない。

そこで本稿では、学生相談の視点から大学における保護者支援の経過と現状をまとめ、また学生相談室における実践と研究の資料を提示し、そのなかから見えてきた、保護者支援に求められている新たな援助モデルについて考察してみたい。

## Ⅱ. 現代の学生期の親子関係

大学一年生が「高校4年生」とメディアで揶揄されたのはもうずいぶん以前のことであるが、近年では逆に、大学一年生を高校4年生と捉えて、そこから初年次教育を進めていこうとする提言もなされている(有本, 2006)。初年次教育という言葉が生まれた背景には、大学入学後に「大学生になる」ための教育が必要になったという学生の質的变化があるわけだが、その具体的な授業内容を見ると、文章表現、コミュニケーション、情報リテラシー、健康管理など、自立した人間に必要な、極めて基本的な能力の向上が目指されていることがわかる。かつての「大学生はすでに一個の独立した人格を備えた『大人』」として扱おうと

する前提は消滅し(高石, 2010a)、まだ中等教育を受ける延長線上にいる「子ども」と見なすことから始めようという提言が現実性を増しているのである。

筆者が学生期の親子関係の変化を最初に強く意識したのは、もう10年近く前になるが、入学式の数日後、学生相談室で受けた新入生の母親からの電話からであった。「息子が通学定期を買えずに泣いて帰ってきた。自宅が大学から遠いので、圏外の扱いなのだろうか、息子に何と言ってやればよいか」と深刻な様子で尋ねてくる。一瞬、筆者が返答に窮していると、その母親はこちらの反応を察し、「すみません、こんなことで電話をかけて。なにぶんこの子が初めての子育てで、わからないことが多くて……」と恐縮したのであった。筆者が衝撃を受けたのは、いわゆる親の過保護さに対してではない。今日の親は子どもが大学生になっても「子育て」中の現役意識を持ち続けており、また子育てをめぐる不安を解消してくれる身近な人的資源(家族・親族や地域のネットワーク)にいかにか乏しいかという点である。

その後、特に専門的な援助に携わらない大学教職員の間でも、学生への指導や対応に際して「親が出てくる」ようになったことが困難さとして挙げられるようになった(高石, 2010b)。

近年、多くの大学において保護者への対応が求められている典型的な事例には、以下のようなものがある。

### (1) カリキュラムやシステムをめぐる

わが子の留年決定を知った親が、事前に(たとえばその可能性が予期された1年前の時点で)保護者に通知しなかったことを、大学のシステムの不備として苦情を申し立てる。わが子の対人関係の不得手等、個人的事情を理由に、必修科目の卒業要件からの除外や特定課題の免除を願い出る、など。

### (2) 窓口対応をめぐる

事務窓口で職員の対応が適切さを欠いたために、

わが子が損害を受けている（傷ついた、登校恐怖を抱いた等）という苦情の電話を親がかけてくる。煩雑な手続きに手間を取らせるのは子どもがかわいそうだからと親が提出書類を持参する、など。

### (3) 教員の指導をめぐって

わが子から聞いた「そんなことでは卒業できない」「社会に出てやっていけない」という教員の指導上の言葉をハラスメントと受け止めて、親が苦情を申し立てる。無気力なわが子に学業への意欲を引き出させるのは教員の力量の問題、と通常の枠外での個別指導を要求する、など。

### (4) 学生生活をめぐって

授業や課外活動中に自分の悪口を言う学生がいる、疎外されている、というわが子の訴えを聞き、親が大学のいじめ対策の不備を訴える。トラブルの事実関係が確認されるかされないかにかかわらず、わが子の言う「加害学生」への処分を大学に強く要求する、など。

### (5) 就職をめぐって

就職活動についての情報や助言を求めて、親が就職指導関連窓口や指導教員のもとを訪れる。わが子が希望する企業に内定が取れない場合、新卒で就職活動が続けられるよう卒業延期の許可を求める、など。

これらの例に共通するのは、学生が、大学生活で生じた困難を、学内の社会的な人間関係のなかで解決しようとするのではなく、まず親に訴え、親がわが子と同じ心境になって大学に解決を要求してくるという構造である。わが子が傷つき、不安や怒りを抱くと、親はその状況を客観的な視点から理解して「このように考え、このように行動してみなさい」とわが子を問題解決に向け励ますよりも、自分自身も傷つき不安や怒りに駆り立てられて行動する傾向が見て取れるのである。

このような現代の学生期の親子関係を象徴する言葉の一つに「ヘリコプター・ペアレント」がある（多賀，2008）。Helicopter Parentとは1990年代アメリカでの社会現象にメディアが与えた呼称

である。アメリカ、とりわけWASPと呼ばれる白人アングロサクソンのキリスト教文化を基盤に持つ人々の間では、18歳になれば家を出て自立するのが当然という自立重視の子育ての価値観が受け継がれてきていた。しかし、少子化や時代の変遷とともに変化が生じ、18歳で遠く離れた大学にわが子が進学した後も、しばしばその大学を訪れ、わが子への配慮や対応を要求する親が増加したという。常に上空を旋回し、わが子が助けを求めるとすぐに地上に降りて行って救助活動を行うというイメージが、「ヘリコプター」に例えられたというわけである。同種の親たちの現象が、10年ほど遅れてわが国でも見られるようになったと言えるだろう。

さらに、わが国の学生期の親子関係をよく表す言葉に、「カーリング・ペアレント」がある。Curlingとは、冬季オリンピック競技としてよく知られるようになった氷上スポーツである。20キログラムもある重いストーンを氷上に滑らせ、自チームのストーンを多くの的の中に留めたほうが勝利を得る。そのため、選手はストーンを持つ者とブラシを持つ者に分かれ、ストーンが目指す地点に正確にたどり着くように、ストーンを進める少し先の氷面をブラシでこすって滑らかにしていくのである。近年のフィンランドでは、このストーンとブラシの阿吽の呼吸の組み合わせが、少しずつ先回りをしてわが子が横道に逸れる危険を取り除こうとする親のあり方に重ねられ、教育現場で問題意識化されているという（尾木，2008）。ストーン（子ども）は自分の意志で道を選んでいると思っているが、実はそれは親（ブラシ）が巧妙にいつも少し先回りして環境を整備し、そちらへ進むように努力した結果でもある。これでは子どもの主体性は本当の意味で育たない。親と子は強い一体感で結ばれており、わが子の傷つきは親自身の傷つきと分かちがたく融合している。乳幼児期には自然なこの心理的な二者関係のありようが、今日のわが国では、子どもが学生期になっても持

続されている場合が少なくないと考えられるのである。

20世紀の心理学において、青年期の発達課題とされてきたのは、「心理的離乳」(ホリングワース, L.S.)「第二の分離—個体化」(プロス, P.)「アイデンティティの確立」(エリクソン, E.H.)などと言われるように、親から心理的に自立し、社会で生きていくための自分をひとまず確立することであった。しかしながら、現代の学生期の親子関係において顕著なのは、子育てで現役意識を持ち続ける親と、庇護され育てられる側からなかなか抜け出せない、思春期心性を生き続ける子どもの関係性だと言えよう。

このような相互依存性が強化されてきた背景には、少子化、核家族化、わが国特有の育児規範の大転換など、さまざまな要因が絡み合っている。これらについてはすでに他所で論じてきた(高石, 2007)のでここではこれ以上触れない。ここで確認しておきたいのは、今日の学生期の子どもが親と心理的にまだ非常に密着した関係にあるのが例外的な現象ではなくなっていること、さらにその「親」とは母親に限らず父親の場合も多いということである。

### Ⅲ. 大学における保護者支援の経過と現状

以上に述べたような大学の置かれた状況の変化と、親子関係の変化にしたがい、近年の大学では保護者に向けたさまざまな活動を行ってきている。そこには、経営戦略、個人情報保護、説明責任(アカウンタビリティ)などの視点からの取組みがもちろん含まれるが、「親としての成長を支援することを通して学生を支援する」という、広義の学生相談の視点に立つものも含まれている。それらの主な活動は次のとおりである。

#### (1) 情報発信

近年の大学は、自学の情報の発信先として、保護者を重要な対象として認識している。従来の紙媒体の広報誌以外に、多くの大学のウェブサイト

には保護者に向けたページが用意されている。たとえば本学では、「保護者の方へ」というページを開くと「学年暦・行事予定」「キャリア・就職支援」「学生生活」「国際交流(留学)」「情報教育」「教務情報」「ハラスメント(防止)」「ネットワークキャンパス」「学費」「父母の会」「募金」の11の見出し別に情報が提供されており、子どもを通さずとも、親として知っておきたい大学の一般的な情報を入手することが可能になっている。さらに、これらのサイトは保護者の能動的なアクセスを必要とするが、定期的にメールマガジンを保護者向けに配信している大学もある。たとえば広島経済大学では2008年9月より毎月配信が開始され、学内行事や大学関連のニュース、課題活動や地域の情報などがきめ細やかに盛り込まれている。こういった情報発信には、親の子育て上の不安を軽減するという、保護者支援の側面があることは確かであろう。今後、このような電子媒体による保護者への情報発信は、初等・中等教育で近年実施されている防犯情報や気象情報(に伴う休校通知等)の携帯ツールへの配信にまで拡大していくかもしれない。

#### (2) 学修情報開示と保護者懇談等の実施

従来、学生の修学状況(出欠、成績等)は学生本人に通知されるものであり、その情報を親が共有するかどうかは私的な領域(家族)の問題というのが多くの大学の通念であった。しかしながら、2000年前後より、学費支弁者への説明責任を果たすという意味で、保護者(法的な用語では保証人)にも通知する大学が増えてきた。2005年に個人情報保護法が施行された後は、親の請求手続きと学生本人の同意があることを条件に学修簿を開示する大学、親への開示を原則とするが本人からの異議申し立てを認める大学など、個々の大学でルール作りが行われている。たとえば本学では「在学生本人の同意・不同意にかかわらず、学修簿を保護者宛てに定期的に郵送する」という方針を公開し、保護者重視の姿勢を明確にしている。

また、保護者を大学キャンパスや地方の会場に招いて、教育内容や就職状況についての講話、施設や課外活動見学、個別相談などを行うことも、もはや多くの大学で当たり前の活動となっている。本学では前述したように1999年度から「教育懇談会」が毎年実施され、2010年度は本学会場で1回、地方会場で4回開催された。そこでは保護者からの希望に応じて、学生の学修簿が開示され、学生本人の意思にかかわらず保護者と大学教職員が学修状況、学生生活等について話し合うことができる。さらに、低単位取得学生についての教務情報は学期ごとに各学部に通達され、必要に応じて（学生本人が呼び出しに応じない場合等）学部学科の教職員による保護者面談が行われるようになっている。さらに、クラス担任制を採っているような細やかな学生指導を行う大学では、学生が授業を数回欠席した時点で教員が保護者に通知することをルールとしている例もある。大学とはいえ、中等教育までの保護者と教員の関係と大差ない状況が、むしろ顕著になってきていると言えるだろう。

### (3) 子育ての終わりに向けた意識啓発

ここまで述べてきたのは、どちらかと言えば時代や保護者の要請に応える形での活動であるが、一部の大学では保護者に向けた、より積極的な心理教育を意図した取組も行われるようになっている。たとえば、保護者会と連携して「学生期の親の心得」「青年期の心理発達課題」などをテーマにしたセミナーや講演会を開催したり（三川、2007など）、保護者向けの啓発冊子を作成して全保護者に配布するといった活動である（追手門学院大学学生相談室、2006、東洋大学学生相談室、2008など）。今日の相互依存的な親子関係のなかで、社会不安を抱き、大学生活に不適應を起こす学生が増加している傾向を考えると、このような保護者への取組みは、予防的な学生支援の一環として位置づけることができるだろう。

### (4) 専門的支援

学生相談室、保健管理センターなど心身の専門

的支援を行う機関では、従来から一定のニーズを持つ保護者・家族に向けた活動を行ってきた。詳細は次節に述べるが、学生本人や親が精神保健上の問題を抱えていたり、修学がうまくいかない場合の、カウンセラーや医師による個別のカウンセリングやコンサルテーション、もしくは親の会のファシリテーションなどである。たとえば九州大学健康科学センターでは、精神疾患を抱えながら学業を続ける学生やひきこもり学生の親などのサポートグループを2001年より定期的に開催している（松下他、2008）。大学の体制によって、ここまでの支援が可能かどうかはさまざまであるが、精神保健の問題を抱えながら在籍する学生と保護者にとって、医学的治療や心理治療の立場から支援する学外の専門機関のスタッフだけでなく、「修学可能性」を探る立場から支援する学内の専門機関のスタッフの援助が受けられること、また同種の困難を抱える保護者同士で交流できる場を与えられることは、大きな励ましになると考えられる。冒頭にも述べたように、これまで専門支援の領域では保護者に直接関与することに慎重な意識を持つ傾向があったが、近年では、保護者に向けて、学内の専門相談機関の案内を積極的に行う大学も増加してきている。

## IV. 学生相談における保護者支援の研究と現状

### 1. 近年の保護者支援の研究と研修

次に、学生相談という専門領域から見た保護者支援の近年の研究と研修について整理してみる。大学において保護者への対応が課題となり、さらに予防教育的な支援の必要性が認識されるようになったここ数年、ようやく親面接の事例研究ではない、保護者支援をテーマに据えた実践研究や調査研究が発表されるようになった。その端緒を拓いたのは齋藤（2006）の、学内で自身が2004年度の一年間に担当した事例全体を「親・家族への関与の形態」によって分類した調査研究であろう。

調査対象となった109事例のうち、「親・家族が相談プロセスに関与している事例」は31事例、さらにそのなかでカウンセラーが親・家族に「直接的コンサルテーション」を行ったのは22事例であった。カウンセラーや学生の要請によるもの、親・家族の要請によるものを合わせた数字ではあるが、調査年度またはそれ以前に「親・家族に少なくとも一度は直接関与したことがある」比率は約2割を占めている。これらの事例の分析から齋藤は、親・家族の関与を積極的に活用することが援助的に作用する場合が多く、「旧来の学生像や学生相談イメージに囚われない柔軟な構え」が、カウンセラーや学生相談機関に求められると考察している。

これ以後、保護者支援に関する研究・研修が相次いで行われるようになった。たとえば、日本心理臨床学会（2007年度大会）における自主シンポジウム「学生相談における家族支援」（高石，2008）、全国学生相談研修会における2008年度の小講義（菅野，2009）と2010年度の分科会（高石・田中，2011）、日本学生支援機構の地方支部と大学関係者が企画運営する「学生支援コンソーシアム」による研修（桐山他，2008）などである。また、各大学の学生相談機関の刊物にも、学生の親子関係や家族支援をテーマにした論文や特集が掲載されるようになってきている（たとえば平田，2008、成蹊大学，2008、武蔵大学，2010）。これらのなかで扱われているのは、決して新奇な内容ではない。むしろ、学生相談の領域でこれまで主観的経験として共有されてきたこと（筆者が本稿で述べてきた、学生期の親子関係や大学における保護者支援の問題）を質的・量的データとして客観的に示し、その知見を高等教育の現場に還元しようとする試みであると言える。

## 2. 甲南大学学生相談室における保護者支援の現状

さて、本学の学生相談室においても保護者支援の状況はどのようになっているか、示しておく必要があるだろう。表1に、本学学生相談室にお

表1 甲南大学学生相談室における近年の保護者利用件数と相談件数全体に対する割合

年度	両親	母親	父親	その他**	保護者*** 利用件数計	(%)	相談件数 全体 (のべ)****
2006年度	2	86	9	2	99	(6.47)	1529
2007年度	5	112	5	2	124	(7.64)	1622
2008年度	17	139	11	3	170	(9.13)	1872
2009年度	10	129	4	1	144	(9.08)	1797
2010年度*	4	71	14	0	89	(7.27)	1224

\*2010年度は4月～10月の7か月分

\*\*その他は、祖母、きょうだいなど両親以外の家族

\*\*\*在学生、卒業生、中退者の保護者。中高生徒の保護者は除く。

\*\*\*\*「相談」には、面接と電話が含まれている。それ以外に、学生相談室利用には「心理検査」、「グループワーク」があり、近年の年間利用総数は2000件強で漸増推移している。

る近年の保護者利用件数と相談利用件数全体に対する割合を示す。保護者の内訳を細かく記録するようになった2006年度以降の統計である。

ここから、保護者の利用件数は、多い年度で9%程度を占めることがわかる。齊藤・飯田（2010）は、北海道内の高等教育機関に勤務する学生相談室カウンセラーに実施した学生の家族に関する支援や相談の状況調査（2009年実施）から、何らかの形で家族支援を行っている者が93.3%、それぞれのカウンセラーの学生相談活動に占める家族支援業務の割合は8.5%（平均）、という結果を得ている。これは、本学の状況ともほぼ一致する。

次に、相談内容の領域から見た保護者の利用件数（のべ数）の長期的な推移を図1に示す。

1996年度以前のデータについては電子化されていないため詳細を比較することは難しいが、ここから言えるのは、1990年代末以降、保護者の利用は毎年多少の増減を経ながら70件台～170件台で推移しているということである。原則として保護者の利用を想定していない「グループワーク」と「心理検査」の領域を除いた総利用件数に占める割合は、最大で12.4%（2000年度）であった。この年度は、冒頭に述べた「ひきこもり元年」に当たり、長期欠席中の学生の保護者が「修学」（学業・履修、休退学など）の問題で多く利用したことが推測される。また、「心理」の領域が毎年最

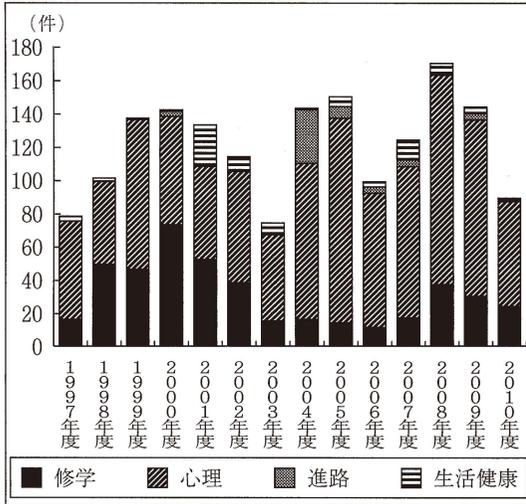


図1 甲南大学学生相談室における相談領域別保護者\*利用件数の推移(1997年度～2010年度)\*\*  
\*在学生、卒業生、中退者の保護者。中高生徒の保護者は除く。  
\*\*2010年度は4月～10月の7か月分

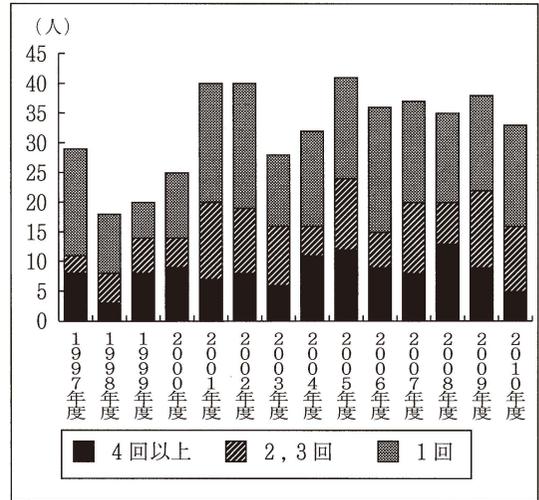


図2 甲南大学学生相談室における相談回数別保護者\*利用実人数の推移(1997年度～2010年度)\*\*  
\*在学生、卒業生、中退者の保護者。中高生徒の保護者は除く。  
\*\*2010年度は4月～10月の7か月分

も多くを占めているのは、ここに精神保健上の問題（精神科医療を並行して必要とするような症状や疾患をもつ場合）が含まれているからである。治療と学業の両立においては、学生本人を支えるにあたって、保護者の果たす役割は非常に大きくなる。したがって、保護者への長期的な継続支援が必要となる例があり、のべ件数としては多くなっていると見る事ができる。

次に、一人の保護者がどのように学生相談室を利用しているかを見るために、利用実人数の推移を図2に示す。

ここでは、その年度における1回のみ利用者、2回ないし3回利用者、4回以上の利用者の3群に分類した。年度をまたいで継続利用者もいるので厳密には言えないが、実人数においては1990年代末よりも2000年代のほうが多いこと、そして保護者が学生相談室を利用する場合、大半は1～3回程度の回数であることがわかる。また、4回以上の長期継続利用者（学生または保護者が精神保健上の問題を抱え、保護者の専門的支援を必要とすることが想定される）の数は、特に増減の一定の傾向にはなく、むしろ情報提供やガイド

ンスの要素が強い短期的な支援で終了する例が2000年代になって増加したために、全体の利用者数が増えたと見なすことが適切であろう。

以上から、本学の学生相談室における直接的な保護者への対応は、1990年代末から現在に至るまで、相談活動（心理検査やグループワークを除く）全体のうちおおむね1割前後を占めているということ、またのべ件数では増加や減少が目立った傾向は見られないが、2、3回までの非継続的な利用者の占める割合が増え、継続的なカウンセリングではない別の形の専門的支援が求められるようになってきている傾向が示唆される。この、近年求められる支援内容の質的な変化については、また稿を改めて論じてみたい。

## V. 保護者支援に求められる視点

### 1. 学生相談において保護者支援が必要になる例

ここまで述べてきたことから、今日の大学においては保護者への関与が学生支援の一環として積極的な意義をもち、また実際にもさまざまな支援が行われていることが確認できたと言える。そのなかで、学内の各部局と連携を図りながら、学生

相談という専門領域が担っていく必要のある例について、相談領域別に整理しておきたい。

#### (1) 心理

学生本人が入学前から精神保健上の問題を抱えていたり、在学中に発症した場合には、保護者にもその病理の理解を求め、学業との両立に必要な支援の提供を要請することが重要になる。家庭内暴力（学生から親へ、または親から学生へ）や家族間のトラブルなど、学生のみへの関与では学生生活の改善が期待できない問題を抱えている場合も、家族へのアプローチが必要である。また、そこまで深刻ではなくても、近年の子育て不安の心理を抱える保護者に対しては、心理教育的関与が有効だと言えるだろう。さらに、近年新たな支援の課題となっている発達障害やその疑いを抱える学生の場合、適切な見立てと個別ニーズに応じた総合的な支援を行うために、保護者からの生育歴の聴取や支援に必要な情報の提供が必要になる場合がある。

#### (2) 修学

長期欠席、ひきこもりなど、学生自身への直接関与が難しい場合には、事態の深刻化を避ける意味でも、またⅡ. で挙げたような苦情相談に至ることを未然に防ぐためにも、早期の保護者への関与が必要である。ただし、学生相談室としては原則的に（大学により異なるが）保護者を呼び出すことはしないので、単位未修得など客観的な修学上の問題を理由に、学部等からアプローチして、その後の連携を図ることが望ましい。

#### (3) 進路

転学部、再受験、進学、就職などの相談において、家族間で考えが一致しないときに保護者への直接的支援が必要になる場合がある。留意したいのは、保護者は「わが子が大学を卒業すること」に価値を置いているが、子どもが自身の適性を熟慮した上で現実的なそれ以外の進路変更を希望する場合や、変更を必要とする場合である。学生相談のカウンセラーには、学生個人の資質と家族の

状況を見立て、卒業を目標としない支援を保護者とともに模索する姿勢もときに必要になる。

#### (4) 生活・健康

学生生活上で起きてくる、さまざまなトラブルを解決する上で、保護者へのアプローチが必要になることは多い。学生が事件・事故・ハラスメントなどの被害者や加害者となったとき、また学業継続にかかわる経済的問題が生じたとき、心身の深刻な健康問題が生じたときなどである。たとえ学生が成年であっても、近年では教育機関としての社会的責任を果たすという観点から、大学は保護者に事実を伝え、家族としての対応を要請することが前提となってきた。この場合、学生相談室としては、学生部などとの連携の下に、保護者への心理教育支援を行っていくことになる。相談への動機づけの低い保護者の場合、必ずしも学生相談室からの関与が歓迎されるとは限らない。それでも、「もう大人なのだから学生本人の問題」として保護者を支援の対象から切り離すのではなく、トラブルを契機として保護者もまた成長していけることを目指し、根気強い働きかけを行う姿勢が求められていると言える。

## 2. これからの保護者支援に求められる視点

最後に、大学としてのこれからの保護者支援において求められる視点について考えてみたい。

1990年代末以降、「保護者対応」（例外的な要求への対応）「保護者へのコンサルテーション」（支援の対象である学生への対応を助言するという含意）という用語で語られてきた保護者への視点は、解体され、再構築される必要があるだろう。今日の学生期の子どもをもつ親は、子どもとの心理的距離が非常に近く、親もまた子どもからの「自立」への支援を必要とする成長途上にあることが一般的になっている。そのために、援助者（学生相談カウンセラー、学生指導教員等）は、従来のカウンセリングにおける「洞察」「矯正指導」モデルの援助理論にのみ立脚するのではなく、保護者と学生（親と子）をユニットとして捉え、その両者

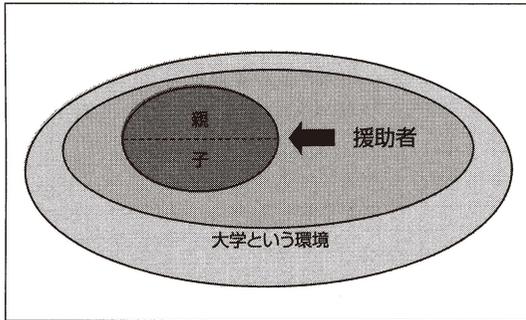


図3 「抱える」「育てる」保護者支援のモデル

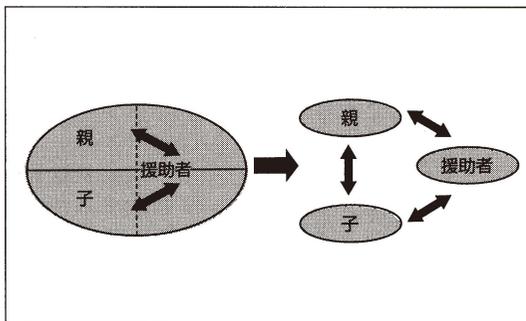


図4 親子の分離—自立支援のプロセス

を「抱える」「育てる」モデルの援助理論を取り入れていかねばならない状況が到来していると言える。図3および図4は、その新たな援助モデルをイメージとして示したものである。

図3に表すように、少なくとも学生相談カウンセラーという専門の援助者においては、個々の学生を支援するにあたって、必要に応じて保護者と学生（親と子）を「込み」でまず抱え、双方と信頼関係を築こうとする姿勢が必要であると筆者は考える。直接保護者に関与するかどうかは別として、保護者に対して「親ならこうあるべき」という姿勢で臨むのではなく、「親も支援を必要としている」という視点をもっておくことが重要なのである。当たり前のことのようにだが、専門的援助者であっても、このような先入見から自由になることは非常に難しい。

その上で、図4に示したように、援助者は親子の「分離と自立の過程を支えていく」という視点をもつことが必要である。このとき忘れてはならないのは、親と子が心理的に分離していく際の

こころの痛み、傷つき、悲しみ、怒り、といった否定的な感情や衝動を、援助者が、共に感じ、受け止めていく作業を必然的に伴うということである。成長には、喜びと共に、失われるそれまでの自己や重要な関係性への悲しみが伴うものであり、その痛みや悲しみを支える支援があつてこそ、親と子はそれまでの長い相互依存的な関係から脱していきける。学生相談の実践から見てきた、このような支援の視点の必要性と有効性は、大学としての総合的な学生支援全体に通じるものではなからうか。今後も、このような視点から保護者支援の実践を積み重ね、その有効性や限界についても検証を試みていきたい。

#### 註

1) 未成年ではない学生に対してその親を「保護者」と呼ぶことが適切かどうかは議論の残るところである。「保証人」「ご父母」という呼称を用いる大学もあるが、本稿では学費支弁を含む、学生の主たる養育者という意味で「保護者」という言葉を用いる。

#### 文献

- 有本章 2006 いま、問い直す～大学での学び“高校4年生”から大学生へ BERD教育レポート Beneesse 教育研究開発センター [http://benesse.jp/berd/magazine/report/2006/arimoto01/arimoto02report\\_01.html](http://benesse.jp/berd/magazine/report/2006/arimoto01/arimoto02report_01.html)
- 平田真知子 2008 学生相談室相談事例から見た親子関係と青年期自立支援 甲南女子大学学生相談室年報第8号(2007) 1-5
- 桐山雅子・長坂正文・平松靖一郎・小泉寿恵・杉村和美・若山隆 2008 保護者を含めた学生支援 独立行政法人日本学生支援機構東海支部・あいち学生支援コンソーシアム「学生支援に関わる研修会」報告書 79-115
- 松下智子・峰松 修・福盛英明 2007 学生相談における「ファミリーサポートグループ」活動の試み—援助資源開発アプローチという視点から— 学生相談研究 27(3), 191-203
- 三川俊樹 2007 大学生の「人と共に生きる力」を育てるために—親としての配慮と支援— 追手門学院大学学生相談室年報第17号(2006年度) 2-23
- 武蔵大学学生相談室 2010 「特集 学生相談室における家族とのかかわり」 武蔵大学学生相談室報告書

- 第18号(2009年度)
- 尾木直樹 2008 バカ親って言うな! 角川 one テーマ21
- 小野田正利(編著) 2009 イチャモン研究会 学校と保護者のいい関係づくりへ ミネルヴァ書房
- 追手門学院大学学生相談室編 2006 大学生の心の理解と『育て上げ』への配慮——保護者のためのガイドブック——
- 齋藤憲司 2006 親・家族が関与する相談事例への構えと対処 学生相談研究27(1), 1-13
- 斉藤美香・飯田昭人 2010 学生相談における家族支援の動向について 北方圏学術情報センター年報 Vol.2 49-55
- 斎藤 環 2003 ひきこもり文化論 紀伊國屋書店
- 成蹊大学学生相談室 2008 「特集 現代の大学生の親子関係を考える」 成蹊大学学生相談室年報 第14号(2007)
- 菅野泰蔵 2009 保護者対応の考え方と実際 第46回全国学生相談研修会報告書 64-65
- 多賀幹子 2008 親たちの暴走 日米英のモンスターペアレント 朝日新書
- 高石恭子 2007 現代女性の母性観と子育て意識の二重性 高石恭子編「育てることの困難」人文書院 169-192
- 高石恭子編 2008 シンポジウム 学生相談における家族支援 甲南大学学生相談室紀要第15号 46-69
- 高石恭子 2010 a 保護者に向けた活動 日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会編「学生相談ハンドブック」第6章 221-234
- 高石恭子 2010 b 大学教職員の学生支援・学生対応についての意識の現状——甲南大学における2004年と2009年のアンケート調査から——甲南大学学生相談室紀要第17号, 15-27
- 高石恭子・田中宏尚 2011 保護者対応の実際と展望 第48回全国学生相談研修会報告書(印刷中)
- 東洋大学学生相談室編 2008 大学生の心の理解と配慮の仕方 Q&A~保護者のための学生相談ハンドブック~

---

## ABSTRACT

On the Parent-child Relationship in the Student Period and the Way of Supporting Parents at the University : From the viewpoint of “dealing with parents” to that of “supporting their independence”

TAKAISHI, Kyoko  
*Konan University*

This paper discusses about the current action and awareness of university toward students' parents. The author points that parents today have remarkable tendency to maintain close relationship with their grown-up children in the student period. They often expect special care for their children to the university so that the children could manage their own student lives successfully.

Through the survey of preceding study in the field of student counseling, and some statistical data of Konan University student counseling room, the author reasons that a perspective of holding parent and child together is important to help parent to be independent from their child. Also the author demonstrates a process of supporting separation between parent and child.

*Key Words* : university, parent support, student counseling

---